

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立第三松江小学校

「全ての子供が安心して過ごすことができる、心のよりどころとなる学級・学年・学校をつくる。」という教育方針を実現するために、「人権教育プログラム」「いじめ防止対策推進法」を基に、「いじめはどの子にも起こりうる。」「どの子も加害者にも被害者にもなりうる。」を前提として、年間を通して以下のような組織と方策をもって、いじめの防止、根絶に努めていく。

組織と役割

学校長を中心とした校内組織の中に以下の部会、委員会を設置し、各組織から全教職員につながる体制をとる。これにより全児童を全教職員で見守り、全教員で指導する。

生活指導部会

- ・日々の学校生活における看護活動の運営と推進
- ・生活指導朝会、生活指導協議会における児童の情報交換、対応策協議の推進
- ・各学期1回のいじめに関するアンケート、hyper-QU調査、研修会の実施
- ・インターネット、スマートフォン、携帯電話等のモラル・マナー教育の実施

いじめ不登校対策委員会

支援が必要な学級、児童などへの対策を校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラー、必要に応じた関係教員により組織する。

実情に応じて校内体制、家庭との連携、関係諸機関との連携等も視野に入れて話し合いを進め、事態の改善、解決を図る。

(月末の火曜日に開催する。)

各教科・領域部会

- ・各教科・領域の指導計画に基づいた、日常の授業、学級、学年での指導。
- ・補習日などを活用した一人一人の児童に対する丁寧な対応。

4つのサイクルで進める継続的な見守りと情報の収集、共有

毎日

全教員が分担し、休み時間の児童の様子を見守る。看護当番の業務を精選し、全体を通して空白の時間が生じないようにする。校長、専科が分担して登校時の校門を見守り、全校児童の様子に目を向けるようにする。

毎週

毎週金曜日に生活指導夕会を実施し、看護当番、各教員から生活指導上の共通理解を図るべき案件などについての情報交換を行う。情報は事前に生活指導主任が把握し、効率的かつ効果的な情報交換になるようにする

毎月

1学期前半に全体会、1学期後半以降は各学年の分科会で、学級や個々の児童の様子、問題などについての情報交換、対応策の協議を行う。専科は各分科会に適宜入る。記録を管理職が確認し、次年度に引き継ぐ。

毎学期

hyper-QUや、各学期1回ずつ学校独自のアンケート用紙を用いた実態調査を実施する。それらの結果から担任が人間関係等の状況を把握し、状況に応じた対応、指導を行い、その結果、経過を管理職へ報告をする。

いじめの防止・対応・根絶

スクールカウンセラー・養護教諭による相談体制(相談室だより、保健だよりの発行)

2, 4, 5, 6年児童対象のネットマナー、モラル教育
「ファミリールール講演会」実施

日常の授業における各教科・領域の特性を生かした指導

年間2回の個人面談、日常的な保護者との情報交換、共有。

校内研究において、「学んだことを活用しながら問題解決していく児童の育成」をテーマに、様々な教科を通して問題解決力を高め、日常的な関わりや児童相互の理解の深化などにつなげていく。

各部会・委員会・学年などからのアプローチ

若手教員研修の実施により、若手教員の指導力向上を図る。

オレンジルーム、学童、すくすくスクールとの情報交換を定期的に行い、個々の児童の対応に生かす。